

第八十九回帝國議會 衆議院 勞働組合法案委員會會議錄(速記)第四回

付託議案
勞働組合法案(政府提出)(第一八號)
昭和二十年十二月十四日(金曜日)午前
十時三十分開議

出席委員左ノ如シ
委員長 添田敬一郎君
委員 伊藤東一郎君 小浦 總平君
理米田 吉盛君 澤永山 忠則君
小林太一郎君 角 猛之助君
野本吉兵衛君 廣野規矩太郎君
薩摩 雄次君 吉川 大介君
下出 義雄君 稻葉 圭亮君
小山 亮君 菅野和太郎君
赤尾 敏君 船田 中君
信正 義雄君 本多 市郎君
山口喜久一郎君 正木 清君
山崎 常吉君

出席國務大臣左ノ如シ
厚生大臣 岸田 均君
出席政府委員左ノ如シ
厚生省勞務局長 高橋 庸彌君
本日本會議上リタル議案左ノ如シ
勞働組合法案(政府提出)

○添田委員長 ソレデハ開會致シマ
ス、昨日開會ハ全部終了ヲ致シマシタ、
本日は其ノ開會ヲ開イテ色々御
打合せヲ致シタイと思ヒマス、是デ休
憩ヲ致シマシテ開會致シマス
午前十一時三十分休憩
午前十二時三十分開議

午後一時四十分開議
○添田委員長 ソレデハ開會致シマ
ス、討論ニ移リマス——米田君

○米田委員 我ハ進步黨ヲ代表シマシ
テ本案ニ賛成ヲ致シタイと思ヒマス、
一國産業ノ興隆ハ資資相協調シ提携シ
テ大和一致シナケレバ、其ノ實ヲ結バ
ナイト云フコトハ今更申サデモナイ
コトデアリマス、然ルニ戰時中ノ我ガ
社會狀態ヲ考ヘマスルニ、勞務者ノ
待遇ト云フヤウナ點ニ於テ全ク遺憾ガ
ナカッタト云フコトハ出來ナイノデア
リマス、殊ニ歐米先進國ニ比較致シマ
シテ甚シク是等ガ見劣リシテ居ツタ、
之ヲ今回改善ヲ致シマシテ、本法案
ノ通過スルコトニ依ツテ世界水準ニ引上
グタイ、此ノ意願ヲ我々ハ持ツテ居ルモ
ノデアリマス、固ヨリ本法案ガ完璧デ
アルトハ考ヘラレマセス、併シナガラ
元來法ハ死物デアリマス、ソレヲ生ス
モ殺スモ運用者ノ如何ニアルト思フカ
デアリマス、中スマデモナイコトデア
リマス、其ノ側ニ當ラレバ、
ソレ等ノ意ヲ十分ニ體サレテ遺憾ナキ
ヲ期セラレルコトヲ希望シマシテ、本
案ニ賛成ヲ致シマス

○添田委員長 永山君
○永山委員 本員ハ無所屬俱樂部ヲ代
表致シマシテ、本案ニ賛成ノ意ヲ表ス
ルモノデアリマス、此ノ場合賛成スル
ニ當リマシテ二ツノ希望意見ヲ述ベサ
シテ戴キタイと思ヒマス
其ノ一ツハ、政府ハ速カニ小作人ノ
地位並ニ經濟ノ向上ニ關シマシテ根本
的ナ政策ヲ立テ實ヒタイト云フコト
デアリマス、成程此ノ點ニ關シマシテ
ハ、今議會ニ農地調整法中改正法律案ヲ
提案サレテ居リマス、又小作調整法モ

アリマス、農業團體法ノ改正案モ出テ
居ルノデアリマス、政府ハ特ニ小作
人組合ト云フヤウナモノヲ制定シテ、
特別ナ法制ニ依ツテ之ヲ保護シ、經濟
ノ向上ヲ圖ル必要ハナイ、是等ノ點ニ
於テ小作人ノ地位ト經濟ノ向上ハ圖ラ
レルノデアアルト云フヤウナ見解ヲ、農
林大臣ハ特ニ強調サレテ居ルノデアリ
マスガ、本員ヲ以テ申シマスレバ、是
ハ全ク政府ガ現在ノ農村ノ實情ニ疎イ
机上ノ空論デアアルノデハナイカト考
ヘルノデアリマス、提案サレテ居リマス
農地調整法中改正法律案ニ依ツテ小作
人ハ、漸次ニ解消スルノデアアルト云フ
ヤウニ主張サレテ居リマスケレドモ、
現在ノヤウナ政策デハ小作人ガ自作農
トナリマシテモ、又更ニ小作農ニ轉落
ヲナシ、或ハ地主ガ自作農ニ、或ハ小
作農ヘト轉落スルヤウナ自然ノ經濟
現象ニ、時代ト共ニ追込マレル狀態ニ
ナツテ居ルノデアリマスカラ、現段階
ニ於テ小作人ガ解消スルコト云フヤウナ
コトハ考ヘ得ラレナイノデアリマス、
更ニ小作調整法中改正案等ノ
今回提案サレテ居リマス案ヲ見マシテ
モ、何レモ地主主義ノ性格ガ非常ニ
逸脫シテ居ラヌノデアリマシテ、是等
ヲ以テ致シマシテハ、十分小作人ノ保
護ニナツテ居ラナイ考ヘラレルノデ
アリマス、私ハ本法ヲ施行サレマスノ
ニ並行シテ、速カニ小作人ノ地位ノ向
上ト經濟ノ興隆ニ對シマシテ、一段ノ
留意ヲサレテ根本的ナ政策ヲ立テラレ
ンコトヲ希望スルモノデアリマス

第二ニ希望致シマス點ハ、政府ハ速
カニ、現時ノ封建的官僚的ナ資本主義
性格ノ政治、産業、經濟、金融等ノ諸
政策ヲ改革致シテ是ガ民主化ニ萬全ヲ
期セラレタイト云フコトデアリマス、
此ノ點ニ關シマシテハ、唯本法ガ通過
致シマシテモ、之ヲ受レル所ノ體制
ガ確立致シテ居リマセケレバ、本法
ノ目的ヲ十分達シ得ルモノデハナイト
思フノデアリマス、私ハ本法ダケ通過
致シマシテ舊來ノ封建的、資本主義的
性格ノ政治、産業、經濟、金融ガ其ノ
儘デアラナラバ、却テ茲ニ勞働爭議ノ
誘發トナリ、或ハ資本家ノ「サボター
ジエ」トナリマシテ、本法ノ目的ヲ十
分達シ得ルコトガ、出來ナイ結果ニ陷
ルノデハナイカト云フコトヲ非常ニ憂
慮致ス者デアリマス、是ニ於キマシテ、
政府ハ舊觀念ノ封建的、官僚的ナ頭ヲ
切替ヘラレマシテ、速カニ本法ヲ受入
レル所ノ政治、經濟、産業、金融諸體
制ノ民主化ニ對シマシテ、萬全ノ施策
ヲ講セラレンコトヲ要望致シマシテ、
本案ニ賛成スル者デアリマス

○添田委員長 本多君
○本多委員 我ハ日本自由黨ヲ代表致
シマシテ意見ヲ開陳致シタイと思ヒマ
ス、日本ノ産業、再出發ニ當リマシテ、
本法ノ如キ勞務者ノ地位ヲ向上スル最
モ必要ナル法律ヲ制定ヲ見マスルコト
ハ、洵ニ當ラ得タコトデアアルト信ズル
ノデゴザイマス、尙ホ本案ノ各條項ニ
互リマシテハ、聊カ明確ヲ缺クヤウナ
點モアルノデアリマス、是等ニ付
キマシテハ、命令ヲ以テ其ノ疑義ヲナ
イヤウニ萬全ヲ期セラレタイト存ジマ
ス、茲ニ日本ノ平和産業ノ健全ナル發
達ノ爲ニ、本法ニ依ツテ健全ナル勞働
組合ガ生レテ來マスコトヲ衷心ヨリ念
願致シマシテ、本法案ニ賛成ノ意ヲ表
スル次第デアリマス

○山崎(常)委員 我ハ日本社會黨ヲ代
表致シマシテ、本案ニ賛成ノ意見ヲ述
ベルト同時に、二ツノ點ヲ政府ニ要請
シタイと思ヒマス、先ヅ本法案ハ、我
ガ國ノ勞働者ガ長イ間要望シテ來タ所
ノ法律デアリマス、顧ミマスレバ大正
九年カラ昭和十三年ノ間ニ、此ノ種法
案ガ十五回議會ニ提案サレテ居リマ
ス、併シ其ノ都度産業資本家、或ハ政
府官僚、政黨、下ツテハ軍部、斯ウ云
フヤウナ方面ノ氣ニ入ラナイ所トナリ
マシテ、常ニソレガ葬リ去ラレマシテ
今日ニ至ツタノデアリマス、我ガ國ハ
戰ニ負ケソレニ課スルニ「ボツダム」宣
言ヘノ約束、此ノ第一歩ヲ致シマシテ、
勞働組合法案ガ茲ニ提案セラレマシ
テ、民主主義ヘノ、又産業民主主義ヘ
ノ第一歩ヲ踏出シタモノデアアルト云フ
コトヲ深ク信ズルノデアリマス、サウ
云フ意味合ニ於キマシテ私ハ本案ニ賛
成致シマス、同時に二ツノ希望トハ何
カ、一ツハ我ガ國ノ勞働組合ハ世界ノ
勞働組合聯盟カラ除外セラレテ居ルノ
ガ今日ノ運命デアリマス、中スマデモ
ナク戰爭ナキ世界平和ノ建設機關、
世界ノ勞働組合ノ團結ニアルトスル
ク信ズル次第デアリマス、所ガ我ガ日
本ハ敗戰ノ結果其ノ參加ヲ認メラレナ
イ、洵ニ遺憾ノ極ミデアアルと思ヒマス、

アリマス、農業團體法ノ改正案モ出テ
居ルノデアリマス、政府ハ特ニ小作
人組合ト云フヤウナモノヲ制定シテ、
特別ナ法制ニ依ツテ之ヲ保護シ、經濟
ノ向上ヲ圖ル必要ハナイ、是等ノ點ニ
於テ小作人ノ地位ト經濟ノ向上ハ圖ラ
レルノデアアルト云フヤウナ見解ヲ、農
林大臣ハ特ニ強調サレテ居ルノデアリ
マスガ、本員ヲ以テ申シマスレバ、是
ハ全ク政府ガ現在ノ農村ノ實情ニ疎イ
机上ノ空論デアアルノデハナイカト考
ヘルノデアリマス、提案サレテ居リマス
農地調整法中改正法律案ニ依ツテ小作
人ハ、漸次ニ解消スルノデアアルト云フ
ヤウニ主張サレテ居リマスケレドモ、
現在ノヤウナ政策デハ小作人ガ自作農
トナリマシテモ、又更ニ小作農ニ轉落
ヲナシ、或ハ地主ガ自作農ニ、或ハ小
作農ヘト轉落スルヤウナ自然ノ經濟
現象ニ、時代ト共ニ追込マレル狀態ニ
ナツテ居ルノデアリマスカラ、現段階
ニ於テ小作人ガ解消スルコト云フヤウナ
コトハ考ヘ得ラレナイノデアリマス、
更ニ小作調整法中改正案等ノ
今回提案サレテ居リマス案ヲ見マシテ
モ、何レモ地主主義ノ性格ガ非常ニ
逸脫シテ居ラヌノデアリマシテ、是等
ヲ以テ致シマシテハ、十分小作人ノ保
護ニナツテ居ラナイ考ヘラレルノデ
アリマス、私ハ本法ヲ施行サレマスノ
ニ並行シテ、速カニ小作人ノ地位ノ向
上ト經濟ノ興隆ニ對シマシテ、一段ノ
留意ヲサレテ根本的ナ政策ヲ立テラレ
ンコトヲ希望スルモノデアリマス

第二ニ希望致シマス點ハ、政府ハ速
カニ、現時ノ封建的官僚的ナ資本主義
性格ノ政治、産業、經濟、金融等ノ諸
政策ヲ改革致シテ是ガ民主化ニ萬全ヲ
期セラレタイト云フコトデアリマス、
此ノ點ニ關シマシテハ、唯本法ガ通過
致シマシテモ、之ヲ受レル所ノ體制
ガ確立致シテ居リマセケレバ、本法
ノ目的ヲ十分達シ得ルモノデハナイト
思フノデアリマス、私ハ本法ダケ通過
致シマシテ舊來ノ封建的、資本主義的
性格ノ政治、産業、經濟、金融ガ其ノ
儘デアラナラバ、却テ茲ニ勞働爭議ノ
誘發トナリ、或ハ資本家ノ「サボター
ジエ」トナリマシテ、本法ノ目的ヲ十
分達シ得ルコトガ、出來ナイ結果ニ陷
ルノデハナイカト云フコトヲ非常ニ憂
慮致ス者デアリマス、是ニ於キマシテ、
政府ハ舊觀念ノ封建的、官僚的ナ頭ヲ
切替ヘラレマシテ、速カニ本法ヲ受入
レル所ノ政治、經濟、産業、金融諸體
制ノ民主化ニ對シマシテ、萬全ノ施策
ヲ講セラレンコトヲ要望致シマシテ、
本案ニ賛成スル者デアリマス

○添田委員長 本多君
○本多委員 我ハ日本自由黨ヲ代表致
シマシテ意見ヲ開陳致シタイと思ヒマ
ス、日本ノ産業、再出發ニ當リマシテ、
本法ノ如キ勞務者ノ地位ヲ向上スル最
モ必要ナル法律ヲ制定ヲ見マスルコト
ハ、洵ニ當ラ得タコトデアアルト信ズル
ノデゴザイマス、尙ホ本案ノ各條項ニ
互リマシテハ、聊カ明確ヲ缺クヤウナ
點モアルノデアリマス、是等ニ付
キマシテハ、命令ヲ以テ其ノ疑義ヲナ
イヤウニ萬全ヲ期セラレタイト存ジマ
ス、茲ニ日本ノ平和産業ノ健全ナル發
達ノ爲ニ、本法ニ依ツテ健全ナル勞働
組合ガ生レテ來マスコトヲ衷心ヨリ念
願致シマシテ、本法案ニ賛成ノ意ヲ表
スル次第デアリマス

○山崎(常)委員 我ハ日本社會黨ヲ代
表致シマシテ、本案ニ賛成ノ意見ヲ述
ベルト同時に、二ツノ點ヲ政府ニ要請
シタイと思ヒマス、先ヅ本法案ハ、我
ガ國ノ勞働者ガ長イ間要望シテ來タ所
ノ法律デアリマス、顧ミマスレバ大正
九年カラ昭和十三年ノ間ニ、此ノ種法
案ガ十五回議會ニ提案サレテ居リマ
ス、併シ其ノ都度産業資本家、或ハ政
府官僚、政黨、下ツテハ軍部、斯ウ云
フヤウナ方面ノ氣ニ入ラナイ所トナリ
マシテ、常ニソレガ葬リ去ラレマシテ
今日ニ至ツタノデアリマス、我ガ國ハ
戰ニ負ケソレニ課スルニ「ボツダム」宣
言ヘノ約束、此ノ第一歩ヲ致シマシテ、
勞働組合法案ガ茲ニ提案セラレマシ
テ、民主主義ヘノ、又産業民主主義ヘ
ノ第一歩ヲ踏出シタモノデアアルト云フ
コトヲ深ク信ズルノデアリマス、サウ
云フ意味合ニ於キマシテ私ハ本案ニ賛
成致シマス、同時に二ツノ希望トハ何
カ、一ツハ我ガ國ノ勞働組合ハ世界ノ
勞働組合聯盟カラ除外セラレテ居ルノ
ガ今日ノ運命デアリマス、中スマデモ
ナク戰爭ナキ世界平和ノ建設機關、
世界ノ勞働組合ノ團結ニアルトスル
ク信ズル次第デアリマス、所ガ我ガ日
本ハ敗戰ノ結果其ノ參加ヲ認メラレナ
イ、洵ニ遺憾ノ極ミデアアルと思ヒマス、

アリマス、農業團體法ノ改正案モ出テ
居ルノデアリマス、政府ハ特ニ小作
人組合ト云フヤウナモノヲ制定シテ、
特別ナ法制ニ依ツテ之ヲ保護シ、經濟
ノ向上ヲ圖ル必要ハナイ、是等ノ點ニ
於テ小作人ノ地位ト經濟ノ向上ハ圖ラ
レルノデアアルト云フヤウナ見解ヲ、農
林大臣ハ特ニ強調サレテ居ルノデアリ
マスガ、本員ヲ以テ申シマスレバ、是
ハ全ク政府ガ現在ノ農村ノ實情ニ疎イ
机上ノ空論デアアルノデハナイカト考
ヘルノデアリマス、提案サレテ居リマス
農地調整法中改正法律案ニ依ツテ小作
人ハ、漸次ニ解消スルノデアアルト云フ
ヤウニ主張サレテ居リマスケレドモ、
現在ノヤウナ政策デハ小作人ガ自作農
トナリマシテモ、又更ニ小作農ニ轉落
ヲナシ、或ハ地主ガ自作農ニ、或ハ小
作農ヘト轉落スルヤウナ自然ノ經濟
現象ニ、時代ト共ニ追込マレル狀態ニ
ナツテ居ルノデアリマスカラ、現段階
ニ於テ小作人ガ解消スルコト云フヤウナ
コトハ考ヘ得ラレナイノデアリマス、
更ニ小作調整法中改正案等ノ
今回提案サレテ居リマス案ヲ見マシテ
モ、何レモ地主主義ノ性格ガ非常ニ
逸脫シテ居ラヌノデアリマシテ、是等
ヲ以テ致シマシテハ、十分小作人ノ保
護ニナツテ居ラナイ考ヘラレルノデ
アリマス、私ハ本法ヲ施行サレマスノ
ニ並行シテ、速カニ小作人ノ地位ノ向
上ト經濟ノ興隆ニ對シマシテ、一段ノ
留意ヲサレテ根本的ナ政策ヲ立テラレ
ンコトヲ希望スルモノデアリマス

第二ニ希望致シマス點ハ、政府ハ速
カニ、現時ノ封建的官僚的ナ資本主義
性格ノ政治、産業、經濟、金融等ノ諸
政策ヲ改革致シテ是ガ民主化ニ萬全ヲ
期セラレタイト云フコトデアリマス、
此ノ點ニ關シマシテハ、唯本法ガ通過
致シマシテモ、之ヲ受レル所ノ體制
ガ確立致シテ居リマセケレバ、本法
ノ目的ヲ十分達シ得ルモノデハナイト
思フノデアリマス、私ハ本法ダケ通過
致シマシテ舊來ノ封建的、資本主義的
性格ノ政治、産業、經濟、金融ガ其ノ
儘デアラナラバ、却テ茲ニ勞働爭議ノ
誘發トナリ、或ハ資本家ノ「サボター
ジエ」トナリマシテ、本法ノ目的ヲ十
分達シ得ルコトガ、出來ナイ結果ニ陷
ルノデハナイカト云フコトヲ非常ニ憂
慮致ス者デアリマス、是ニ於キマシテ、
政府ハ舊觀念ノ封建的、官僚的ナ頭ヲ
切替ヘラレマシテ、速カニ本法ヲ受入
レル所ノ政治、經濟、産業、金融諸體
制ノ民主化ニ對シマシテ、萬全ノ施策
ヲ講セラレンコトヲ要望致シマシテ、
本案ニ賛成スル者デアリマス

○添田委員長 本多君
○本多委員 我ハ日本自由黨ヲ代表致
シマシテ意見ヲ開陳致シタイと思ヒマ
ス、日本ノ産業、再出發ニ當リマシテ、
本法ノ如キ勞務者ノ地位ヲ向上スル最
モ必要ナル法律ヲ制定ヲ見マスルコト
ハ、洵ニ當ラ得タコトデアアルト信ズル
ノデゴザイマス、尙ホ本案ノ各條項ニ
互リマシテハ、聊カ明確ヲ缺クヤウナ
點モアルノデアリマス、是等ニ付
キマシテハ、命令ヲ以テ其ノ疑義ヲナ
イヤウニ萬全ヲ期セラレタイト存ジマ
ス、茲ニ日本ノ平和産業ノ健全ナル發
達ノ爲ニ、本法ニ依ツテ健全ナル勞働
組合ガ生レテ來マスコトヲ衷心ヨリ念
願致シマシテ、本法案ニ賛成ノ意ヲ表
スル次第デアリマス

我が國ノ勞働者ハ、又オシナベテ國民ハ、戰爭ガ好キデヤツテ居ツタノデハナカツタ、軍ノ盲目的彈壓下ニ戰爭ニ知ラズ識ラズニ引張り込マレタト云フコトニ者ヘテ蓋支ヘナイト思ヒマス、ソレガ平和ヘノ道ガ今日開カレマス勞働組合法ガ提出サレ、延イテハ此ノ下ニ生レル勞働組合ガ世界平和ヘノ貢獻第一歩ト致シマシテ、國際勞働會議ニ參加ガ出來ルヤウナ工合ニ、政府ハ萬全ノ努力ヲ圖ツテ戰クコトヲ希望シタイト思ヒマス

モウ一ツハ私モ此ノ勞働組合法ガ勞働行政ニ付キマシテ、勞働政策ニ付キマシテ萬全ノモノデアルトハ考ヘマセヌ、ソコデ我が國ノ勞働組合ノ萬全ヲ期シ、勞働政策ノ萬全ヲ期スルノニハ、今日アルヤウナ中間的存在デアアル厚生省デハ物足りマセヌ、勿論其ノ使命ヲ完全ニ果スコトハ出來得ナイト思ヒマス、ソコデ勞働省ヲ設置スベキデアル、萬事此ノ勞働省ニ依リマシテ勞働政策、勞働行政ヲ進メテ行クベキモノデアルト深信ズルモノデアリマス、願ヘクハ政府ハ一日モ早く此ノ勞働省ヲ設置セラレンコトヲ希望スルモノデアリマス、左様ナ註文ヲ御願ヒ致シマシテ本案ニ賛成スルモノデゴザイマス

○青田國務大臣 只今各派ノ意見ヲ代表シテ、ソレト、勞働組合法案ニ賛成ノ御意向ヲ表明セラレマシタ、洵ニ御同慶ノ至リニ堪ヘマセヌ、各派ヨリ表明セラレマシタ要望並ニ政府ニ對スル希望ニ付キマシテハ、精々其ノ御希望ノ趣意ヲ實現シ得ル如ク努力致ス積リデアリマス、尙ホ勞働行政ニ關與致シテ居リマス我々一同ハ、今後重要ナル時局ニ鑑ミ、此ノ新シキ態勢ニ即應スル適當ノ措置ヲ遺憾ナク執リ得ル如ク、全力ヲ盡シテ御奉公ヲ勵ム決心デアリマス、此ノ際一言所懷ヲ述ベテ、政府トシテモ皆サンノ熱心ナル御討議ニ對シ、此ノ劃期の法案ヲ御賛同下スツタ熱意ニ對シテ御挨拶ヲ致シタイト思ヒマス

○添田委員長 採決致シマス、本案ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○添田委員長 起立總員原案ノ通りニ可決致シマシタ(拍手)

之ヲ以テ散會致シマス、日々非常ナ御勉強デ、御苦勞千萬デアリマシタ(拍手)

午後一時五十八分散會